

京都市たばこに関する取組について

1 京都市たばこ対策行動指針（第2次）の概要（平成25年3月策定）

基本方針

1 受動喫煙の防止

受動喫煙による健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、受動喫煙の機会の減少に取り組む。

2 未成年者の喫煙防止

たばこに興味・関心を持ち始める時期にあたる中学生を重点的な対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、喫煙防止に取り組む。

3 妊産婦の喫煙防止

妊婦及びその家族、乳幼児とその保護者を対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発の取組を推進し、喫煙防止に取り組む。

4 成人の喫煙率の減少

たばこによるCOPD等の健康被害や効果的な禁煙方法等に関する知識の普及・啓発を推進し、禁煙支援に取り組む。

具体的な取組

1 受動喫煙の防止

- ・ 公共性の高い場所における受動喫煙防止の推進
- ・ 保健センターが実施する各種健診・教室における啓発
- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

2 未成年者の喫煙防止

- ・ 市立中学校等での「喫煙防止教育」の拡充
- ・ 未成年者向け防煙パンフレットの充実
- ・ 未成年者を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

3 妊産婦の喫煙防止

- ・ 妊産婦を対象とする保健指導の推進
- ・ 妊産婦等向け禁煙パンフレットの充実
- ・ 妊産婦を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

4 成人の喫煙率の減少

- ・ 禁煙方法等に関する知識の普及・啓発
- ・ 禁煙パンフレットの充実
- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

【数値目標】

○ 受動喫煙の防止

		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
全面禁煙の実施	行政機関※1	55.3%	100%	—
	飲食店等※2	27.7%	56%	—
乳幼児の家庭内における 受動喫煙の機会		—	0%	—
飲食店での受動喫煙対策 の取組の表示		—	50%	参考※3 18.5%

※1 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、保健センター・支所、官公庁の実施率

※2 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、飲食店、小売、サービス業、宿泊施設の実施率

※3 事業者連絡協議会調査

○ 未成年者の喫煙防止

	現状値 (平成 20～23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25～26 年度)
未成年者（13～19 歳）の喫煙の割合 ※京都市思春期に関する意識調査	2.4% ※平成 20 年度	0%	2.3% ※平成 25 年度
喫煙防止教育の実施（年間受講者数） ※防煙セミナー実績値	7,363 人 ※平成 23 年度	14,000 人※	6,680 人 ※平成 27 年度

※ 中学校在学中に少なくとも 1 回は受講できるように市内の中学校 1 学年相当数としている。

○ 妊産婦の喫煙防止

	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	5.3%	0%	参考※1 3.7%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市母子保健に関する意識調査	8.2%	0%	4.7%

※1 京都市母子保健に関する意識調査（平成 25 年度調査）

○ 成人の喫煙率の減少

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20 歳以上)	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
男性	28.8%	16%	28.8%
女性	10.7%	7%	8.9%

【参考値】平成 26 年度 男性 23.2% 女性 7.2%

出典：京都市国民健康保険特定健康診査（40 歳以上～75 歳未満）

2 受動喫煙の防止

- 官民一体での受動喫煙防止の推進「店頭表示ステッカー」の普及について（別紙1）
- 世界禁煙デー、禁煙週間の取組（5月31日～6月6日）
 - ・ 四条烏丸交差点付近で防煙に対するチラシ配布を、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会と協働で実施した。
 - ・ 京都女子大学、立命館大学において、防煙に対する普及啓発を京都府と協働で実施した。
 - ・ 歯の広場や介護予防フェスティバルなどイベントや検診等の機会に、禁煙や防煙の大切さを呼びかけた。
 - ・ 高台寺にて、庭園の無料開放と夜間ライトアップ等を行い、来場者へ受動喫煙防止のPRを実施。また、京都タワー、京都市役所及び京都府庁旧本館のライトアップをNPO、京都府と共催で実施した。

3 未成年者の喫煙防止

○ 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し、未成年者の喫煙を無くすことや、「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし、京都府医師会、NPO 京都禁煙推進研究会、京都市教育委員会と協力して実施している。

防煙セミナーの経年実施状況

		種別/年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
学校数 (延)	中学		22	32	35	41	46	46	41	45	
	高校		13	15	12	6	9	7	5	5	
	合計		35	47	47	47	55	53	46	50	
生徒数 (延)	中学		3,161	4,703	4,840	6,377	6,874	7,155	6,230	6,025	
	高校		2,303	2,253	2,199	1,079	1,671	1,054	700	655	
	合計		5,464	6,956	7,039	7,456	8,545	8,209	6,930	6,680	
(内訳)保健センター から 分	学校数	中学	—	—	—	10	28	37	37	35	
		高校	13	15	12	5	9	7	5	5	
		合計	13	15	12	15	37	44	42	40	
	保健センター 一 従事率(%)			37.1	31.9	25.5	31.9	67.2	83.0	91.3	83.3
	生徒数	中学	—	—	—	1,832	4,569	6,028	5,514	4,596	
		高校	2,303	2,253	2,199	873	1,671	1,054	700	655	
		合計	2,303	2,253	2,199	2,705	6,240	7,082	6,214	5,251	

※ 保健センターの取組：平成20年度～22年度は高校を、平成23年度から中学校を中心に実施した。

4 禁煙相談・支援について

保健センターにおいて禁煙相談を実施し、禁煙希望者には3箇月間の禁煙支援を実施し

ている。

＜喫煙者の推移＞

喫煙者の割合	平成 13 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 25 年
男性	43.1%	41.2%	35.5%	28.8%	28.8%
女性	16.0%	15.4%	13.7%	10.7%	8.9%

出典：国民生活基礎調査

【参考値】平成 26 年度 男性 23.2% 女性 7.2%

出典：京都市国民健康保険特定健康診査（40 歳以上～75 歳未満）

＜禁煙相談・支援実績＞

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(上半期)
禁煙相談 ※	120 人	70 人	31 人
禁煙支援	40 人	24 人	20 人

※ 定例外で実施した禁煙相談も含む。

5 ライフステージ別防煙・禁煙の取組

たばこによる健康被害の情報や、禁煙をはじめとするたばこの煙から体を守るために必要な知識を普及啓発している。

ライフステージ別	内容
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでの母子事業(母子健康手帳交付, 乳幼児健診, プレママ・パパ教室)を通じて妊産婦向けリーフレットを配布。 ・母子健康手帳交付時に妊婦に配布するテキスト「赤ちゃんといっしょ」に, たばこの害と禁煙の必要性についての記事を掲載。(年間約 12,200 部) ・母子保健事業担当職員を対象に, 受動喫煙対策についての研修会を実施。
未成年	市立中学校の中学 1 年生全員に, 未成年者向け防煙リーフレットを配布。(年間約 10,600 部)
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・京都造形芸術大学で, 新入生を対象に防煙リーフレットを配布。 ・京都府赤十字血液センターと連携し, 大学で実施する献血の際に「たばことお酒」ハンドブックを配布。(平成 28 年 2 月末時点: 644 部)
成人	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでの禁煙教室等の健康教室や, 肺がん検診等の保健事業や, 健康づくりサポーターの活動において禁煙・防煙リーフレットを配布。 ・成人式で, 「たばことお酒」ハンドブックをお祝い袋に入れ配布。(1,500 部)



6 その他活動

(1) 京都市ホームページ（情報館）の活用

たばこ対策行動指針や、受動喫煙防止に関する取組等をホームページで紹介している。

(2) 「市長の手紙」等市民からの問合せ対応

市長の手紙等市民から受動喫煙の意見が寄せられた場合、対象の場所や店舗に出向き、事象の確認や対象店舗や所管機関への助言などを行っている。

（平成27年度対応件数（3月18日時点） 34件）

7 平成28年度の取組の方向性

たばこ対策行動指針に基づく取組の継続

(1) 受動喫煙の防止

○ 飲食店での受動喫煙対策の取組の表示の推進（別紙1）

○ 保健センターで実施する保健事業での啓発

- ・ 健康教育、がん検診、乳幼児健診等の機会を通じ、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及啓発していく。
- ・ 大学との連携による普及啓発をしていく。

○ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

「京都市民健康づくり推進会議」「たばこ対策推進部会」の構成団体と連携のもと、それぞれの立場から趣旨に沿った取組（普及啓発、職場等の受動喫煙対策など）がなされるよう要請していく。

○ 世界禁煙デー、禁煙週間の取組

- ・ 平成28年6月4日に、NPO、京都府と連携し、イベントを実施する（高台寺にて、ライトアップイベント）。
- ・ 京都タワー、京都府庁、京都市役所、京都府医師会館を黄緑色にライトアップを行う。
- ・ 禁煙週間は、保健センターでの普及啓発をより積極的に実施する。

(2) 未成年者の喫煙防止

○ 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

- ・ 教育委員会、NPOと協力して中学校で防煙セミナーの実施校を増やしていく。
- ・ 防煙セミナーに従事するスタッフの研修やマニュアルを充実し、従事可能なスタッフの充実を図る。
- ・ 教育媒体の充実を図る。

○ 市立中学1年生にパンフレットの配布

○ 大学におけるパンフレットの配布

京都府血液センター及び大学との連携により、大学において喫煙の害を普及啓発する。

(3) 妊産婦の喫煙防止

○ 妊産婦を対象とする保健指導の推進

- ・ 母子健康手帳交付時，乳幼児健康診査，家庭訪問等の機会に喫煙習慣，受動喫煙の状況を把握し，保健指導を行う。
- ・ 必要に応じて，継続した禁煙支援を行う。
- ・ 母子保健事業に従事する職員の保健指導のスキルアップを図る。

○ 妊産婦向けパンフレットの配布

たばこを巡る動向を踏まえ，よりわかりやすく正確な情報にリニューアル，充実を図る。

(4) 成人の喫煙率の減少

○ 禁煙相談，禁煙支援の実施

事業の周知を図る。特に禁煙外来の適用にならない方の利用を勧める。

○ パンフレットの配布による普及啓発

○ 健康教育の実施

たばこによるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)等健康教育の強化，禁煙外来の紹介などを含む健康教育を実施する。

* 参考

【路上喫煙対策について（文化市民局）】

○ 「京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の規制を図るため，平成19年6月に施行された。

平成19年5月29日	条例の制定
平成19年6月1日	条例の施行
平成19年11月1日	禁止区域の指定（河原町，四条通等10の通り）
平成20年6月1日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し，1,000円の過料処分を科す
平成22年7月1日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部 約16.5km）
平成24年2月1日	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」，「清水・祇園地域」（約27.4km）

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (2月末)
過料処分件数	478	391	2,749	5,636	6,749	4,380	2,968	2,114

○ 京都市路上喫煙率について(%)

場所/調査時期	平成19年 7月～9月	平成20年 8月	平成22年 8月	平成23年 12月	平成24年 2月	平成26年 10月	平成27年 10月
市内中心部	0.68	0.10	0.16	0.08	0.09	0.05	0.05
京都駅地域	—	—	—	0.33	0.23	0.03	0.03
清水・祇園地域	—	—	—	0.11	0.11	0.01	0.01

【京都市たばこ対策行動指針の経過】

- 平成 17 年 2 月 京都市たばこ対策行動指針策定
- 平成 22 年度 行動指針中間見直し
 - ・ 平成 22 年 5～7 月 受動喫煙防止対策等に関する意識調査，公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査
 - ・ 平成 23 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針見直し中間報告
- 平成 24 年度 京都市たばこ対策行動指針改定のための検討
 - ・ 平成 25 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針（第 2 次）策定

～官民一体での受動喫煙防止の推進～店頭表示ステッカーの普及活動について

1 「店頭表示ステッカー」のこれまでの取組概要

(1) 連携協定の締結（「官民一体の取組」の開始）

平成25年5月31日に京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会・京都市・京都府の3者で「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」を締結。協定締結後、協議会に参画している各組合の加入店舗を対象に、受動喫煙の推進を図るため、店舗のたばこの取扱いを示す「店頭表示ステッカー」を普及する取組を進めている。

【ステッカー例】



(目的) 店舗等の施設における受動喫煙防止対策の状況を示すことで、住民及び国内外からの観光客等、誰もが安心して施設を利用できる環境づくりを進めていく。

(2) 店頭表示ステッカーの普及拡大のための取組

店頭表示の取組を更に推進するため、本市独自の取組として、商業施設を管理している市の関連団体、京都駅周辺の商業施設及び市内の商店街振興組合等が、協議会の「賛同団体」として取組に加わり、店頭表示ステッカーを普及している。

＜本市の関係施設として加盟（25年12月）＞

- ・ゼスト御池（地下鉄京都市役所前駅すぐ）
- ・京都アバンティ（京都駅八条口すぐ）
- ・コトチカ（京都・四条・御池）（地下鉄各駅構内）
- ・パセオ・ダイゴロー（地下鉄醍醐駅すぐ）
- ・ポルタ（京都駅前地下街）
- ・ラクト山科（地下鉄山科駅すぐ）

＜京都駅周辺の商業施設として加盟（26年3月）＞

- ・京都駅ビル
- ・伊勢丹
- ・アスティ
- ・JR西日本フードサービスネット

＜京都府商店街振興組合連合会を通じての加盟（27年3月）＞

- ・京都錦市場商店街振興組合
- ・河原町商店街振興組合

【「賛同団体」への「店頭表示ステッカー」寄贈式】

平成25年12月19日（木）ゼスト御池 河原町広場

＜出席者＞門川市長，北原会長，各施設等代表者

【商店街での「店頭表示ステッカー」の普及拡大イベント】

平成27年3月17日（火）錦市場商店街 及び 河原町商店街

＜出席者＞門川市長，北原会長，宇津克美京都府商店街振興組合連合会 理事長

2 新たな取組（全市域の飲食店を対象とした店頭表示ステッカーの普及拡大）について

平成27年度から28年度にかけて、新たな普及拡大の取組を実施していく。

(1) 事業者連絡協議会，JTによる取組

ア 店頭ステッカー全市表示大作戦

平成27年12月8日（火）ホテルグランヴィア京都

＜出席者＞門川市長，北原会長，各施設等代表者，JT北関西支社中村支社長

・京都駅周辺賛同団体の管理店舗全店でのステッカー表示が完了したことを受けて，賛

同団体に対して、市長から感謝状を贈呈

- ・全市域を対象にステッカー表示の普及を推進する取組について、京都市と協議会による協定と本取組を推進するための協力団体として日本たばこ産業株式会社を位置付ける、包括協定を締結

イ JT職員による京都市内の飲食店約7,000店舗への訪問活動の実施

○ 活動内容

- ・ 飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示の有無の確認
- ・ 表示がない場合、受動喫煙防止対策の取組の紹介及びステッカー表示の協力依頼

○ 訪問開始日 平成28年2月15日（月）

○ 訪問スケジュール

- ・ 前期（2月～4月）…上京区，中京区，下京区，東山区
- ・ 後期（6月～9月）…北区，左京区，山科区，南区，右京区，西京区，伏見区

○ 取組結果

ステッカーの店頭表示の有無や環境区分（禁煙・喫煙・分煙）等の調査結果は、本市及び協議会に提供され、今後の受動喫煙防止対策の普及等の検討において活用する。

(2) 本市による取組

ア 窓口でのリーフレット等の配架

各区役所・支所の保健センター窓口にてリーフレット及び店頭表示ステッカーを配架し、ステッカーを求めて来庁される方へ配布

イ 食品衛生法に基づく許可・更新時での周知

- ・ 許可書交付時，リーフレット及び店頭表示ステッカーを配布（平成28年4月以降）
- ・ 継続申請時の講習会において，事業紹介及び趣旨説明を実施（平成29年2月～3月）

ウ 市民向けの周知について検討

予期しない受動喫煙の影響を未然に防ぐため、店頭で喫煙環境を確認できる店頭表示ステッカーの取組紹介等、市民向けの周知についての検討を進めていく。